

令和5年11月27日

第2回保育士資格等に関する専門委員会 御中

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

意見書

◎はじめに

① 更なる財政措置による処遇改善について

総人口に対する生産年齢人口の割合は、1995年の69.8%から、2017年には60%を割り、2065年には51.4%になると予測されている。さらに総務省統計局の人口推計によれば、2019年1月1日現在の生産年齢人口の割合は59.6%で過去最低をマークし、急激な労働力不足が進んでいる。この先、他産業との働き手の奪い合いが加速していく中で現在の保育士等の処遇であれば、保育業界の人材確保は絶望的である。保育者はこどもの健やかな成長と命を守り、その保護者の就労と日常を守ることで社会的に大きな役割を果たしているエッセンシャルワーカーである。骨太2022でも記載されている「職種毎に仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がり、必要な人材が確保される」よう、更なる財政措置による処遇改善を早急に実施して頂きたい。また、処遇改善制度にかかる事務負担が現場に大変重くのしかかっている。処遇改善制度の一元化、申請及び報告事務の簡素化、法人裁量の拡大、保育者の働き方改革等を図って頂きたい。

② 職員配置基準の抜本的改善について

こども・子育て加速化プランにおいて、4-5歳児の配置を25:1、1歳児の配置を5:1に加算によって改善することが盛り込まれているが、「こどもが権利の主体」であるという、こども基本法の趣旨と幼保連携型認定こども園教育・保育要領が掲げる「子どもの最善の利益を守り、園児一人一人にとって心身ともに健やかに育つためにふさわしい生活の場であること」を実現するためには十分ではない。ユニセフのイノチェンティ研究所レポートカード8（2008年12月発行）に記載されている、年長児の配置基準のベンチマーク（評価基準）は15対1となっている（Minimum staff-to-children ratio of 1:15 in pre-school education）ことを踏まえ、これに相当する配置を加算ではなく、配置基準上で定めて頂きたい。

◇資料内容について

1. 地域限定保育士制度の全国展開について

◆（○3つ目、6つ目）指定試験機関の指定について、改めて株式会社を含む法人一般まで指定されることに懸念を持っている。○6つ目にあるように、「保育士試験実施要項」等において適格に規定され、出題範囲、試験内容、合格基準が明確に整合性がとれることを強く望む。

◆（○4つ目）実技講習会を修了することにより、実技試験を免除できることについては理解をしめすところであるが、「実技講習会」の質を担保できる仕組みを検討いただきたい。

◆（○5つ目）「地域限定保育士として1年間以上の勤務経験がある者は、申請によって、全国で働くことのできる通常の保育士の登録ができるようになるもの」という点について賛同する。具体的に「1年以上勤務経験がある」ことをどこが、どのように確認するのかのイメージがあればご教示いただきたい。

2. 保育教諭の特例措置の期限到来を受けた対応について

◆令和6年度末までとされている保育教諭等の資格の特例等について、5年間延長し、令和11年度末までとすることに対して同意する。

◆いずれか一方の免許状・資格のみで主幹保育教諭・指導保育教諭となることができる特例の延長は2年間（令和8年度末まで）とすることに対しても同意する。

◆併せて、保育教諭としての免許資格の創設の議論を養成課程の在り方も推進していただきたい。

3. 指定保育士養成施設の指定要件の見直しについて

◆「指定保育士養成施設」の②の対象施設に、「保育士試験」の③の対象施設・事業を追加することに対して同意する。